



国指定重要文化財旧済生館本館

郷土館だより

No.95

令和 3. 3. 31 発行

〒990-0826 山形市霞城町1番1号
 山形市郷土館 TEL/FAX 023(644)0253
 URL <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kakuka/kyoiku/shakai/sogo/yamagatasikyoudokan.html>

明治時代のコレラ流行と済生館

東北芸術工科大学 歴史遺産学科
 准教授 竹原 万雄

令和3(2021)年1月現在、私たちは昨年来続いている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行の真ただ中にあります。感染者数の推移に一喜一憂する一方、医療に従事する方々の尽力には感謝の念に堪えません。感染症が流行する時は、どうしても医療に依拠せざるを得なくなります。それでは、過去に感染症が流行した時、当時の済生館の医師たちはどのような取り組みを行っていたのでしょうか。本稿では、明治時代のコレラ流行を事例として、済生館の医師たちの活動を紹介します。

明治時代、コレラは頻繁に流行しました。

【表1】は、明治10年代の全国と山形県におけるコレラが流行した年の患者数・死者数・致命率をまとめたものです。ちなみに、令和3年1月25日現在までの新型コロナの場合、全国で感染者36万4,813例、死者数5,084人、致命率1.39%です(厚生労働省HPより)。患者数は新型コロナに比べると少

なく感じるかもしれませんが、ときに15万人以上に及ぶ数値は十分に脅威です。それ以上に恐いのが、死者数の多さと60%を超える致命率でしょう。そのため、コレラの流行を防ぐべく、近代日本の衛生制度は急速に整備されました。ヨーロッパでは「コレラは衛生の母」といわれるそうですが、日本も同様でした。

それでは、コレラが流行するなか、済生館の医師たちはどのような活動をしていたのでしょうか。明治15年8月7日の『山形新聞』の記事をみてみましょう。コレラが蔓延している東村山郡では、郡役所内にコレラ予防事務所本部を設置しました。そこには、郡長・郡書記・郡医・巡査に加え、「尚ほ済生館医一名(目下、高橋文信氏の出張あり)」とあり、済生館医の参加が特筆されています。翌日の記事には、県の大書記官が東村山郡の流行地を巡回する予定であることが報じられていますが、そこには

【表1】明治10年代のコレラ流行年における全国と山形県の患者数・死者数・致命率

		明治10 (1877)	明治12 (1879)	明治15 (1882)	明治18 (1885)	明治19 (1886)
全国	患者数(人)	13,816	162,637	51,631	13,824	155,923
	死者数(人)	8,027	105,786	33,784	9,329	108,409
	致命率(%)	58.09	65.04	65.43	67.48	69.52
山形	患者数(人)	-	1,679	1,461	4	2,217
	死者数(人)	-	1,117	988	2	1,510
	致命率(%)	-	66.52	67.62	50	68.11

※『内務省衛生局年報』より作成。

「済生館医一名を引連れ」ることも記されていました。また、同日の記事には、東村山郡青柳村の検疫のために済生館医・河原有記が出張し、一人は全治、あと二人は治療中だが、おそらく全治するだろうとあります。記事は、続けて「河原氏は青柳村の病根を撲滅するまでは死んでも身を退けないと大奮発している。職務柄とはいいいながら、実に奇特な心掛けだ」とありました。

このように済生館医は流行地に出張し、予防や治療に尽力していました。明治19年の流行時でも済生館医の活動はみられ、同年9月10日の『出羽新聞』には、流行地へ出張していることが報じられています。8月14日の記事では、酒田に検疫所が設置されることになり、市中の若手医員へ検疫に従事するよう通達がありましたが、皆応じようとしません。それに対し、「済生館より医員派遣になりたるは酒田地方開業医の名誉には関せざるや否や」とあり、済生館医が検疫のために派遣される予定であることに加え、済生館医と仕事をすることを酒田地方の開業医は名誉と感じるべきであると述べていることがうかがえます。

次に、予防や治療以外の活動にも目を向けてみましょう。『山形県史 資料篇 十九 近現代史料1』には、「山形県庶務課第五部報告第二号」が収録されています。そこには、明治12年のコレラ流行にあたり、「コレラが蔓延しているため、一般に心得おくべき条件を山形済生館が調査したため、ここに報告する」とあり、県へのアドバイザーとしての済生館の役割がうかがえます。その内容は、「コレラが発病した時に医師が来るまでに施すべき心得」として、「コレラ薬」の服用や手足が冷える時は温湯で下半身を温めることなどが丁寧に説明されていました。また、明治15年8月7日の『山形新聞』の記事には、済生館医・長谷川元良が話したコレラ流行のために注意すべきことが掲載されました。ここでは、不潔な水は飲まないこと、便所やゴミ捨て場の掃除、少しでも下痢を発する場合は医師の診察をうけること、などとあります。

最後に『コレラ予防食物鑑』の広告(【図1】)を紹介します。広告には「山形県済生館医局検疫委員関」とあり、済生館医局が検閲したものであることがわかります。売捌所が「山形新聞社」とあるため、過度に宣伝していることにも留意は必要ですが、

8月21日の記事には、済生館の検閲を得たことを踏まえて「世に有りふれたる皮相の理論になれるものとは天地懸隔のものなり」とあり、特別な書籍であることを強調しています。済生館の「お墨付き」を得たことが、書籍の信頼性を高めるという認識があることがわかります。

このように、済生館医は流行地の予防や治療に努めると共に、一般市民に向けて公開する予防内容の監修などにあたっていたことがわかります。その際、済生館医と仕事をすることが名誉のように記されていたり、検閲を受けたことで特別な書籍として紹介されてもいました。県立病院である済生館は、感染症流行下において信頼に足る特別な存在として位置づけられていたのではないのでしょうか。

【図1】「コレラ予防食物鑑」広告

山形縣済生館醫局検疫委員関
コレラ豫防食物鑑
定價三錢

右は此のせつコレラ流行に付豫防第一なる日々の食物中喰べて善きものと惡る兎ものとの類別且つ豫防法心得及び急劇豫防藥消毒藥まことを記載せるものにして目下人々の是非所持せざるものも五坐る但庄内米澤其他の地方へも差出置いへり右其最寄にて傍買ひ求めあふんことを願ふ

發行人 荒井大次郎
賣捌所 山形新聞社

※『山形新聞』(明治15年8月26日)掲載

令和2年度の新指定文化財

山形市教育委員会では、令和2年11月26日付で、2件の文化財を山形市指定文化財として新たに指定しました。指定した文化財についてご紹介します。

(1) 鳥海月山両所宮の穀様しちようかいがっさんりようしようごう ごくだめ

【分類】無形民俗文化財 【保存団体】鳥海月山両所宮 【所在地】山形市宮町



《開くの神事・作柄読み上げ》



《休むの神事・埋納する五穀》

山形市宮町の神社・鳥海月山両所宮で、稲穂に実が入る8月末から9月上旬に2日間にわたって行われる作占い神事です。鳥海月山両所宮は、馬見ヶ崎川扇状地の扇端に位置しており、古くから伏流水が豊富な場所でした。その伏流水を利用して作柄を占う非常に珍しい神事です。

1日目は、鳥海月山両所宮の南端にある随神門の西側に約120cm四方、深さ約90cm程度の穴を掘ります。穴の底には1年前に埋めた置石が五つあり、それぞれの石の下には前年に収穫された米(炊いたもの)・稲穂・粟穂・茄子・インゲン・キュウリが埋められています。穀様しで作柄を占う地域は、山形・庄内・秋田・仙台・米沢で、五つの置石がそれぞれの地域に対応しています。神事の進行は、まず幣殿で宮司が祝詞を奏上した後、穴の前へ移動し、お祓いをして埋められている農作物の状態確認をします。農作物が腐れずにどの程度原型を残しているかを10段階で評価します。形がよく残っている方が高い評価となり、それぞれの農作物の評価での合計で作柄の吉凶を占い、数の大きい方が豊作となります。この1日目の神事が「開く(る)の神事」です。

2日目は、来年の占い用として、その年に収穫された農作物を穴の中に埋め、置石を元通り配置して、穴を埋め戻し、目印として梵天竿を立てます。その後埋めた農作物と同じものを使用した食事(炊いたご飯、茄子とインゲンの味噌汁、キュウリの漬物、鰯)を食べる直会を行って神事は終了します。2日目の神事は「休む(る)の神事」といいます。

山形県内の寺社で行われる作占いには、巫女(神子)による神おろしや火占い、くじ占い等様々なものがありますが、伏流水を利用する作占いは他の地域には見られない独特な神事・民俗行事であり、大変貴重な無形民俗文化財です。

(2) 穀様しの版木ごくだめ はんぎ

【分類】有形民俗文化財

【材質】木製(朴の木と推定される)

【寸法】縦16.5cm 横19.0cm 厚さ1.2cm

【所有者】鳥海月山両所宮

【所在地】山形市宮町三丁目8番41号



「鳥海月山両所宮の穀様し」に用いられる版木です。穀様しの結果を記録する用紙を刷るのに用いられました。作製されたのは江戸時代と考えられています。板面には「鳥海月山 六月 卅日 開 穀様シ」の文字と、穀様しで埋納される「米・水・茄子・木瓜・大角豆・粟・穂」の文字、穀様しで作柄を占う地域である「山形(中央)・庄内・秋田・仙台・米沢(左上から時計回り)」の文字が彫られています。江戸時代には、この版木から刷り出した紙に穀様しの結果を記載したものを虫よけの札と一緒に、穀様しに集まった人へ配ったといわれています。

令和 2 年度 郷土館の事業等

1 展示活動

令和 2 年度は次の企画展を行いました。

(1) 山形市郷土館秋季企画展

「山形城の瓦」(10/9～11/29)

郷土の宝である山形城について理解と愛着を深めてもらうため、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて行われた、山形城本丸御殿跡の発掘調査において出土した瓦群の中から金箔瓦を中心に展示を行いました。



[井戸跡 2 出土鯨瓦 (尾部)]

鯨瓦 2 点、鬼瓦 4 点、軒瓦 22 点を展示しました。



[中央堀跡出土オモダカ紋金箔押鬼瓦]

(2) 山形市文化財成果展 (12/25～1/31)

令和元年度に実施した発掘調査の成果や新指定・登録文化財、寄贈された資料等に関するパネル及び新収蔵品の展示を行いました。

2 イベント

郷土館では、建物の魅力をより多くの方に知っていただくため、3・4 階の特別公開を行いました。

○旧済生館本館 3・4 階特別公開

平成 28 年度から開催している事前申し込み不要の「旧済生館 3・4 階特別公開」を今年度は 3 回 (9/19・10/21・11/15) 開催し、多くの方にご参加いただきました。

3 寄贈等の受け入れ

今年度は、県庁落成布達等の郷土資料や秋元家大名行列絵図等をご寄贈いただきました。

また、山形ロータリークラブ様より、「山形市郷土館環境整備」として環境整備用品をご寄贈いただきました。



[秋元家大名行列絵図]

令和 3 年度 郷土館の事業予定

- (1) 旧済生館本館見学会 (定員 15 名)
- (2) 旧済生館本館 3・4 階特別公開
- (3) 山形市郷土館・郷土資料収蔵所
新収蔵品展 (6～7 月予定)
- (4) 山形市郷土館秋季企画展
(9～11 月予定)
- (5) 山形市文化財成果パネル展

各事業の詳細は広報やまがた・山形市ホームページ等でお知らせします。

【郷土館事業のお問い合わせ】
山形市教育委員会 社会教育青少年課文化財保護係
〒990-8540 山形県山形市旅籠町 2-3-25
TEL : 023-641-1212 (内線 626/627)
FAX : 023-624-8443
E-mail : shakyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp
※令和 3 年度より、山形市郷土館は文化振興課が所管します。